

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	28-2	担当課	薬務衛生課		
法令名	根拠条項	4-3	許認可等 の内容	美容師養成施設の指定			
○美容師法（昭和32年法律第163号） (美容師試験)							
第四条							
3 美容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した美容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。							
4 美容師養成施設は、次の各号に掲げる養成課程の全部又は一部を設けるものとする。ただし、通信課程は、昼間課程又は夜間課程を設ける美容師養成施設に限つて、設けることができる。 一 昼間課程 二 夜間課程 三 通信課程							
5 前各項に定めるもののほか、美容師試験、美容師養成施設その他前各項の規定の施行について必要な事項は、厚生労働省令で定める。							
<厚生労働省令で定める事項（指定関係）>							
○美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号） (指定の申請手続)							
第二条 法第四条第三項に規定する指定を受けようとする美容師養成施設の設立者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、美容師養成施設の長及び教員の履歴書を添えて美容師養成施設を設立しようとする日の四月前までに、当該指定に係る美容師養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。 一 美容師養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日 二 設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名） 三 美容師養成施設の長の氏名 四 養成課程の別 四の二 設立者と同じくする理容師養成施設がある場合にあっては、理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第五号）第四条の二第一項に規定する同時授業（以下「同時授業」という。）の有無 五 教員の氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別 六 生徒の定員及び学級数 七 入所資格 八 入所の時期 九 修業期間、教科課程及び教科課目ごとの実習を含む総単位数（通信課程にあっては、各教科課目ごとの添削指導の回数及び面接授業の単位数） 九の二 卒業認定の基準 十 入学料、授業料及び実習費の額							

- 十一 美容実習のモデルとなる者の選定その他美容実習の実施の方法
  - 十二 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
  - 十二の二 設備の状況
  - 十三 設立者の資産状況及び美容師養成施設の経営方法
  - 十四 指定後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
- 2 二以上の養成課程又は同一の養成課程に教科課程が異なる二以上の教科課程を設ける美容師養成施設にあっては、前項第五号から第十号までに掲げる事項（同一の養成課程に教科課程が異なる二以上の教科課程を設ける場合は当該教科課程ごとに異なる事項に限る。）は、それらの養成課程又は教科課程ごとに記載しなければならない。
- 3 通信課程を併せて設ける美容師養成施設にあっては、第一項に規定するもののほか、次に掲げる事項を申請書に記載し、かつ、これに通信養成に使用する教材を添付しなければならない。
- 一 通信養成を行う地域
  - 二 授業の方法
  - 三 課程修了の認定方法

(養成施設指定の基準)

第三条 法第四条第三項に規定する美容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

- 一 昼間課程に係る基準
  - イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であることを入所資格とするものであること。
  - ロ 修業期間は、二年以上であること。ただし、理容修得者課程の修業期間は、一年以上であること。
  - ハ 教科課目及び単位数は、別表第一（理容修得者課程については別表第一の二）に定めるとおりであること。
  - ニ 美容実習のモデルとなる者の選定等について適當と認められるものであること。
  - ホ 美容師養成施設の長は、専ら美容師養成施設の管理の任に当たることのできる者であつて、かつ、美容師の養成に適當であると認められるものであること。
  - ヘ 教員の数は、別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が五人未満であるときは、五人。ただし、昼間課程に理容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であるときは、二人）以上であり、かつ、これらによって算出された人数の三分の一以上が専任であること。
  - ト 教員は、別表第三の上欄に掲げる課目についてそれぞれ同表の下欄に該当する者であつて、かつ、美容師の養成に適當であると認められるものであること。
  - チ 同時に授業を行う一学級の生徒数は、四十人以下とすること。
  - リ 卒業の認定の基準が適當であると認められること。
  - ヌ 校舎は、教員室、事務室、図書室、同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室及び適當な数の専用の実習室を備えているものであること。
  - ル 普通教室の面積は、生徒一人当たり一・六五平方メートル以上であること。
  - ヲ 実習室の面積は、生徒一人当たり一・六五平方メートル以上であること。
  - ワ 建物の配置及び構造設備は、ヌからヲまでに定めるもののほか、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。
  - カ 学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有するものであること。
  - ヨ 入学料、授業料及び実習費は、それぞれ当該養成施設の運営上適當と認められる額であること。
  - タ 経営方法は、適切かつ確実なものであること。
- 二 夜間課程に係る基準

- イ 前号（へを除く。）に該当するものであること。
- ロ 教員の数は、別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が四人未満であるときは、四人。ただし、夜間課程に理容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であるときは、二人）以上であり、かつ、これらによって算出された人数の二分の一以上が専任であること。
- 三 通信課程に係る基準
- イ 第一号のイ、ハ（単位数に係る基準を除く。）、ニ、ト、リ、ヨ及びタに該当するものであること。
- ロ 修業期間は、三年以上であること。ただし、理容修得者課程の修業期間は、一年六月以上であること。
- ハ 教員は、相当数の者を置くものとし、そのうち、専任の者の数は、生徒二百人以下の場合は三人、二百人又はその端数を超えるごとに一人を加えた数であること。ただし、通信課程に理容修得者課程のみを設ける場合の専任の者の数は、生徒二百人以下の場合は一人、二百人又はその端数を超えるごとに一人を加えた数であること。
- 二 定員は、当該養成施設における昼間課程又は夜間課程の定員（昼間課程と夜間課程とを併せて設ける美容師養成施設にあっては、そのいずれか多数の定員）のおおむね一・五倍以内であること。
- ホ 通信課程における授業は、通信授業及び面接授業とし、その方法等は、厚生労働大臣が別に定める基準によること。

○美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準（平成20年厚生労働省告示第47号）

- 2 美容師養成施設のうち、特殊の地域的事情にあること、特定の者を生徒とすることその他特別の事情により、入所資格、修業期間、教員の数、同時に授業を受ける一学級の生徒数、普通教室の面積又は実習室の面積が前項各号に掲げる当該基準によることができないか、又はこれらの基準によることを適當としないものについては、厚生労働大臣は、当該養成施設の特別の事情に基づいて、それぞれ特別の基準を設定することがある。

○聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校における美容師養成施設の指定の基準  
(平成20年厚生労働省告示第48号)

○矯正施設における理容師養成施設の指定の基準（平成20年厚生労働省告示第49号）

別表第一〔第三条〕

課目	単位数
必修課目	関係法規・制度
	一単位以上
	衛生管理
	三単位以上
	保健
	三単位以上
	香粧品化学
	二単位以上
選択課目	文化論
	二単位以上
	美容技術理論
合計	五単位以上
	運営管理
	一単位以上
小計	三十単位以上
合計	四十七単位以上
選択課目	二十単位以上
合計	六十七単位以上

備考 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、三十時間から四十五時間までの範囲で美容師養成施設が定める授業時間をもって一単位とする。

別表第一の二〔第三条〕

課目	単位数
必修課目	美容技術理論 四単位以上
	美容実習 二十三単位以上
小計	二十七単位以上
選択課目	七単位以上
合計	三十四単位以上

備考 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、三十時間から四十五時間までの範囲で美容師養成施設が定める授業時間をもって一単位とする。

別表第二〔第三条〕

(定員×一学級の週当たり平均授業時間数)／(40×15)

別表第三〔第三条〕

関係法規・制度	一 旧教員免許令(明治三十三年勅令第百三十四号)に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程(明治四十一年文部省令第三十二号)第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において法律学を修めた者 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の卒業者であつて、法律学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者 三 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第五条又は教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)第一条若しくは第二条の規定により高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者 四 衛生行政に三年以上の経験を有する者 五 旧高等試験令(昭和四年勅令第十五号)による高等試験又は司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)による司法試験に合格した者
衛生管理 保健	一 医師 二 歯科医師 三 薬剤師 四 獣医師 五 保健師 六 助産師 七 看護師 八 美容師の免許を受けた後、実務又は美容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの
香粧品化学	一 薬剤師 二 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号

	<p>又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において化学を修めた者</p> <p>三 旧教員免許令に基づく旧実業学校教員検定ニ関スル規程(大正十一年文部省令第四号)第六条第五号の規定により許可を受けた学校又は同条第七号の規定に基づく昭和十五年十月文部省告示第五百六十九号(実業学校教員検定ニ関スル規程第六条第七号により無試験検定を受けることができる者の指定の件)に掲げる学校若しくは養成所の卒業者であって、当該学校又は養成所において化学を修めた者</p> <p>四 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、化学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者</p> <p>五 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により高等学校若しくは中学校の理科の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>六 美容師の免許を受けた後、実務又は美容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの</p>	
文化論	<p>一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により、指定又は許可を受けた学校の卒業者であって当該学校において美術を修めた者</p> <p>二 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、美術に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者</p> <p>三 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により高等学校若しくは中学校の美術の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>四 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの</p> <p>(一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者</p> <p>(二) 美容師の免許を受けた後、実務又は美容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者</p>	
運営管理	<p>一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において経済学、経営学又は会計学を修めた者</p> <p>二 学校教育法に基づく大学の卒業者であつて、経済学、経営学又は会計学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者</p> <p>三 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により、高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>四 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの</p> <p>(一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者</p> <p>(二) 美容師の免許を受けた後、実務又は美容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者</p>	
美容技術理論 美容実習	美容師の免許を受けた後、実務又は美容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの	

選択課目	それぞれの課目を教授するのに適當と認められる者
------	-------------------------